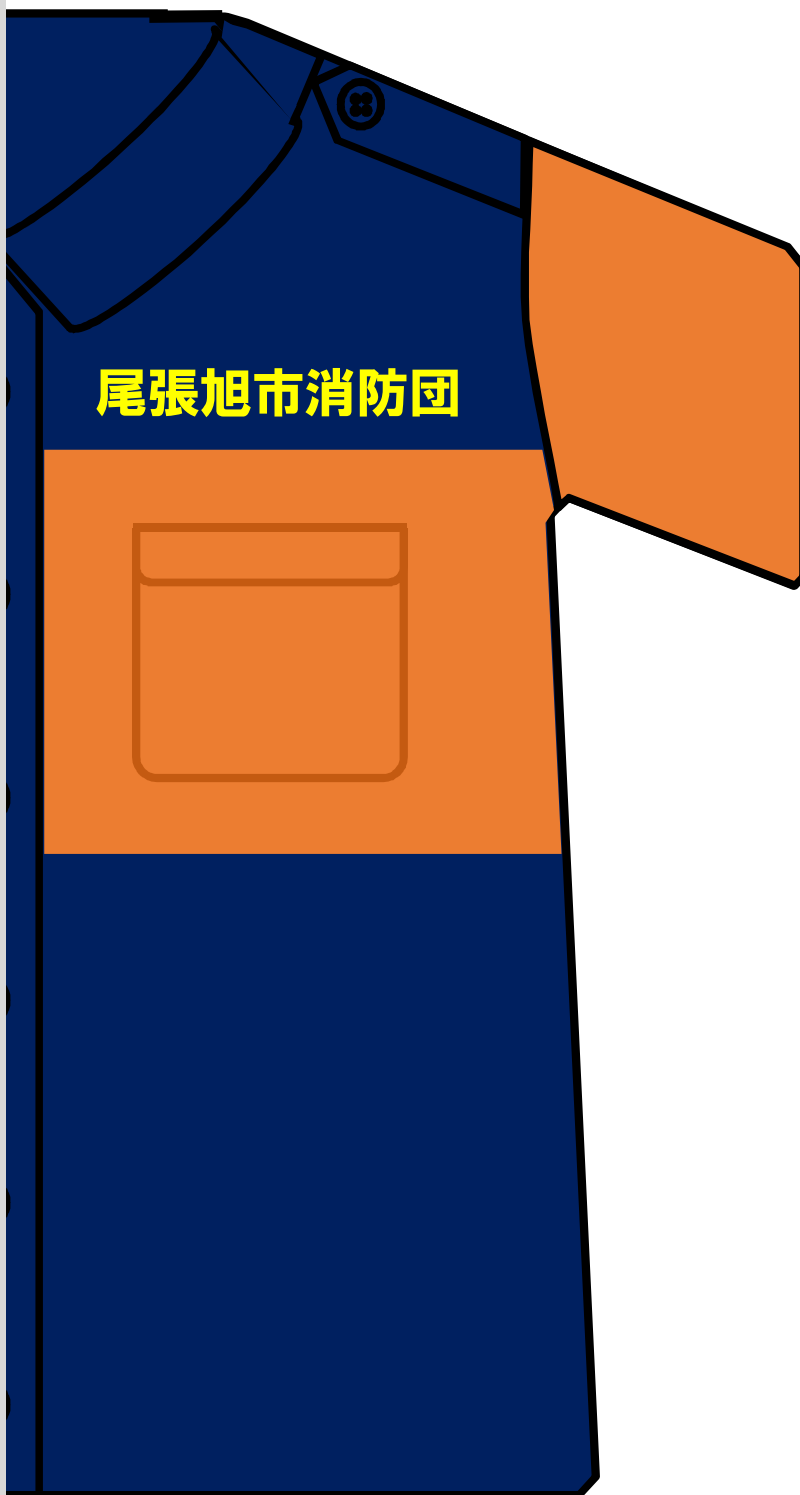


尾張旭市 消 防 団 ビ ジ ョ ン



— 目次 —

第1章	尾張旭市消防団ビジョンの策定	-----	
第1節	はじめに	-----	1
第2節	尾張旭市消防団ビジョンの位置づけ	-----	2
第3節	尾張旭市消防団ビジョンの策定体制	-----	2
第2章	尾張旭市消防団を取り巻く情勢	-----	
第1節	尾張旭市の人口	-----	3
第2節	尾張旭市と災害	-----	4
第3節	消防団に関する国の動向	-----	6
第4節	尾張旭市消防団の組織概要	-----	7
第3章	尾張旭市消防団の現状と課題	-----	
第1節	活動内容の慣例化	-----	9
第2節	消防団の認知度	-----	10
第3節	消防団を取巻く環境の変化	-----	11
第4章	目指すべき姿と実現するための取組	-----	
第1節	目指すべき姿と取組の一覧	-----	12
第2節	やりがいのある活動の充実	-----	13
第3節	市民に身近な組織づくり	-----	14
第4節	活動しやすい環境づくり	-----	15

第1章 尾張旭市消防団ビジョンの策定

第1節 はじめに

近年の社会情勢として、人口減少社会への移行、被雇用者の占める割合の増加など消防団を取り巻く環境は大きく変化しています。また、災害が多発化・激甚化していることもあり、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっています。一方、消防団員は全国的に減少傾向であり、消防団員のなり手不足は喫緊の課題となっています。

東日本大震災を契機に、地域防災力の重要性が改めて認識され、平成25年12月には、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、消防団の充実強化が求められるとともに令和3年8月に策定された「消防団員の処遇等に関する検討会」の最終報告書にて適切な処遇のあり方や平時の消防団活動のあり方等が示されました。

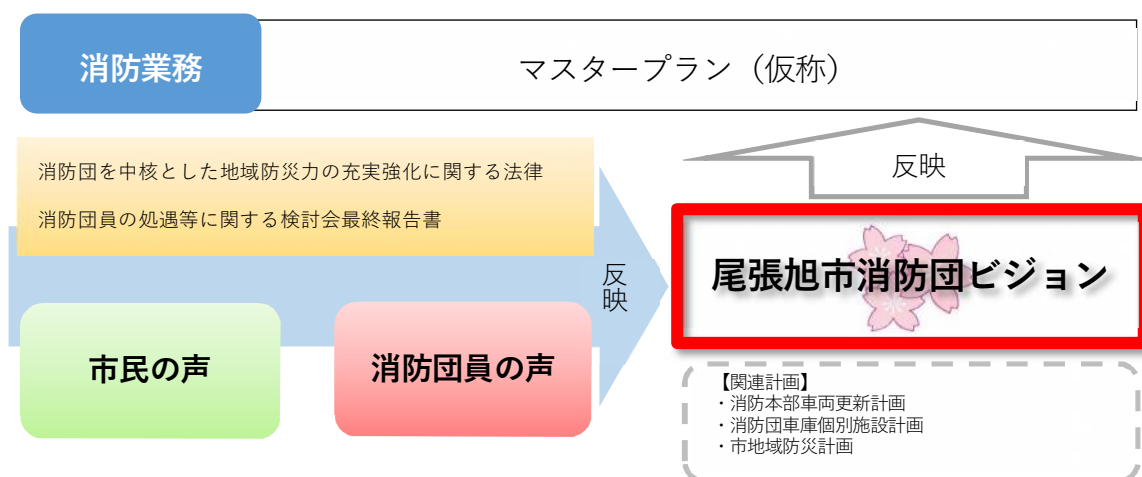
このような現状や課題に対して、尾張旭市消防団が中長期的に目指すべき将来像を掲げ、達成すべき目標を設定し、将来にわたって地域の中核としての役割を果たすため、今後の尾張旭市消防団が進むべき道を具現化した「尾張旭市消防団ビジョン」を策定しました。

令和4年4月

尾張旭市消防団長 松 原 茂 樹

第2節 尾張旭市消防団ビジョンの位置づけ

尾張旭市消防団ビジョンは、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的及び理念を踏まえた内容とし、現在策定中の消防本部の最上位計画となる「消防業務マスタープラン（仮称）」に本ビジョンにおける将来像や目標などを反映させます。本ビジョンは消防団にとっての中長期的な指針として位置づけます。



第3節 尾張旭市消防団ビジョンの策定体制

尾張旭市消防団ビジョンの策定体制にあっては、消防職員と消防団員（市役所職員）にてワーキンググループを立ち上げました。アンケートにより市民及び消防団員の意見を聴くとともに消防団充実強化アドバイザーから助言等をいただき、協議検討を行いました。

尾張旭市消防団ビジョンの策定は下記のアンケートを基礎資料としています。

① 消防団に関するアンケート調査

- ・調査実施期間：令和3年8月19日～令和3年9月10日まで
- ・調査対象者：住民情報システムから無作為に抽出された18歳以上の市民（400名）
- ・回答状況：168/400（42.0％）

② 消防団員に対するアンケート調査

- ・調査実施期間：令和3年8月19日～令和3年9月10日まで
- ・調査対象者：現役の本市消防団員
- ・回答状況：88/123（71.5％）

第2章 尾張旭市消防団を取り巻く情勢

第1節 尾張旭市の人口

①少子化の進行と人口減少社会

本市の人口ビジョンにおいて、市の全人口は、2020年頃にピークを迎え、その後は穏やかに減少すると分析されてます。65歳以上の人口推計では、増加すると分析され、特に2030年頃までは急激に増加するとされてます。その一方で、64歳未満の人口は、2010年から一貫して減少しており、本市でも今後は少子高齢化が顕在化することが予想されます。

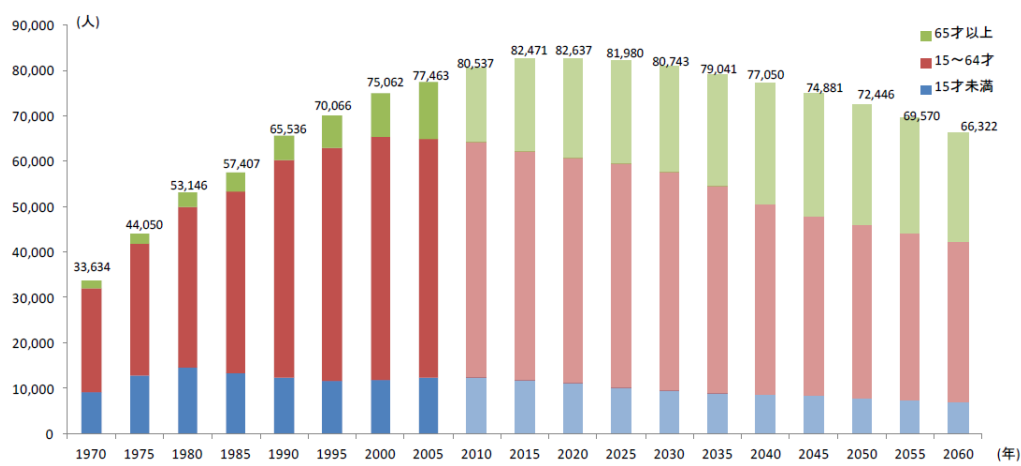


図1：尾張旭市人口ビジョンより転用

②昼夜間人口

本市は、昼夜間人口比は 0.83 と昼間人口が少なく、ベッドタウンの特徴を有しています。通勤地、通学地は名古屋市が 3 割近くを占めており、都心の中区、東区、隣接の守山区、名東区、隣接の瀬戸市、春日井市という隣接市区との結びつきが強くなっています。

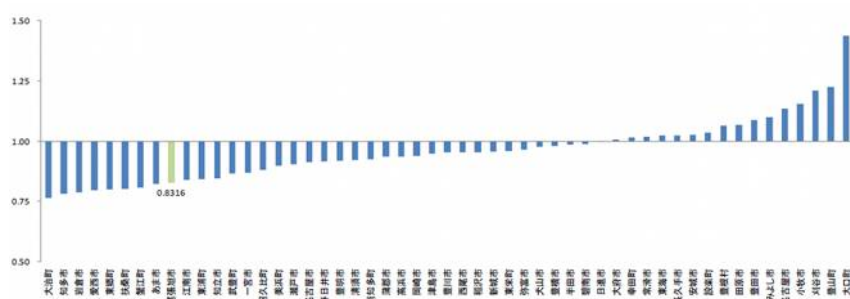


図2：尾張旭市人口ビジョンより転用

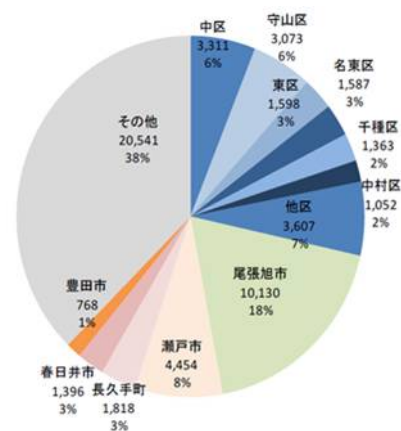


図3：尾張旭市人口ビジョンより転用

第2節 尾張旭市と災害

①地震

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震です。現時点でその発生 of 切迫性が非常に高まっていると考えられる。今後30年以内に発生する確率は70～80%とされてます。



図4：市防災ガイドブックより転用

① 南海トラフ地震が起こったときの、尾張旭市の被害想定

南海トラフ地震（過去最大）		
地震の規模	M8.7	
震源の位置	紀伊半島沖	
本市の震度	震度5強から6弱	
人的被害	死者	17人
	負傷者	426人
建物被害	全壊	418棟
	半壊	1,052棟
最大避難者数（概算）		8,262人
避難所への避難者		4,131人

②風水害

近年、異常気象による自然災害が発生しており、平成30年には岡山県、広島県、山口県、愛媛県を中心に死者行方不明者が200名を超える西日本豪雨災害が発生しました。また、近年は梅雨前線に加え、8月末から9月にかけての秋雨前線の活動において梅雨時期に近い激しい雨が降る傾向にあり、全国的に記録的短時間大雨情報の発表頻度が増加しております。また、本市においては、防災ガイドブックが新たに策定され、ハザードマップにおける浸水地域が従前よりも広範囲に示されたこともあり、市民の不安を解消するための対策が求められています。

【記録的短時間大雨情報が気象庁より発令された回数（全国）】

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
77	53	38	58	109	123	96	109

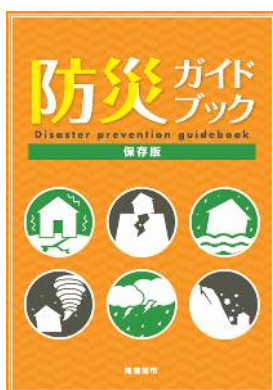


図5：市防災ガイドブック表紙



撮影：岡山県土砂災害に係る緊急消防援助隊（尾張旭市）

③火災

火災件数については、全国及び愛知県内においても緩やかではあるが減少傾向にあります。その背景として、住宅用火災警報器がすべての住宅に設置することが平成 16 年に消防法に定められたことや、全国的に火災予防運動の取組が推進されていることが奏功していると考えられます。本市の火災件数においても全国及び愛知県内の件数と同様に若干、減少している傾向にあります。



図 6：尾張旭市内における過去の火災件数



図 7：全国及び愛知県内における過去の火災件数

本市では、令和元年度に今後の消防需要を分析するため、尾張旭市消防業務検討報告書を作成しました。この報告書において、2014年から2018年までの火災件数の分布は、図に示すとおりとなり、比較的南部の火災発生が多く、また北部で部分的に多い箇所がありますが、これは枯れ草等のその他火災が多く発生するためと報告されています。

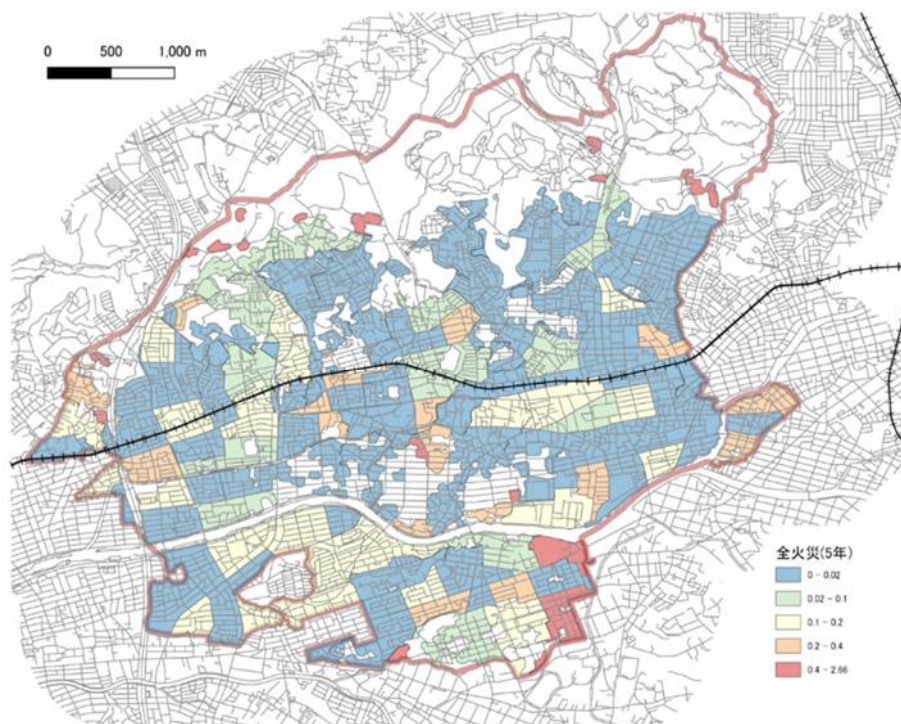


図 8：尾張旭市消防業務検討報告書より転用

第3節 消防団に関する国の動向

①消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

東日本大震災を契機に地域防災力の重要性が改めて認識され、平成25年12月13日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

【目的・基本理念及び基本的施策の項目】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）

国及び地方公共団体の責務（第4条）	消防団員の処遇の改善（第13条）
住民の役割（第5条）	消防団の装備の改善等（第14条）
関係者相互の連携及び協力（第6条）	消防団の装備の改善に係る財政上の措置（第15条）
地域防災力の充実強化に関する計画（第7条）	消防団員の教育訓練の改善及び標準化等（第16条）
消防団の強化（第8条）	市町村による防災体制の強化（第17条）
消防団への加入の促進（第9条）	自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割（第18条）
公務員の消防団員との兼職に関する特例（第10条）	自主防災組織等に対する援助（第19条）
事業者の協力（第11条）	市町村に対する援助（第20条）
大学等の協力（第12条）	防災に関する学習の振興（第21条）

地域防災力を「充実強化」するためには、消防団が中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化、防災活動参加促進、自主防災組織の活動強化などを行うこととされています。

②消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書

消防団員の全国的な減少を受け、総務省消防庁が主体となり消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書を作成し、令和3年8月に示されました。

【最終報告書に明記されている項目】

<u>消防団員の処遇改善</u> 出勤報酬の創設、各報酬額に対する標準額の設定	<u>平時の消防団活動のあり方</u> 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練の更なる実施 操法本来の意義の徹底、操法大会の点検、随時見直し
<u>消防団に対する理解の促進</u> 消防団の存在意義ややりがい伝わらる広報展開の必要性 若年層に向けた広報の更なる充実	
<u>装備等の充実</u> 風水害など多様な災害に対応できる装備の充実 団活動に必要な知識や技術の習得	<u>幅広い住民への入団促進</u> 被用者、女性、大学生の入団促進 将来の担い手育成の充実 団運営における幅広い意見交換、市町村、地域住民との連携

消防団員の処遇改善をはじめとして、社会環境の変化に対する適切な対応等が進み、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化につなげることとされています。

第4節 尾張旭市消防団の組織概要

①歴史

明治初期に印場村及び新居村・稲葉村・狩宿村・瀬戸川村・井田村・今村・美濃ノ池村の八村が村落を形成し、それぞれの集落ごとに「若衆組」と呼ばれた私設消防組織がありました。

明治39年に村域を統合し、旭村が形成され「消防組」に成長しました。昭和14年に「警防組」に改組され、昭和23年に町制施行に伴い旭町消防団となりました。昭和45年に市制施行に伴い、消防本部が発足し、五分団、団員数は団長以下108名となり、普通消防ポンプ自動車5台を保有していました。昭和53年に分団が一つ増えて六分団129名となり、現在に至ります。



組織状況 (R3.4/1)

定員	129
実員	123
平均年齢	37
女性実員	3
被雇用者率	74%

②分団別組織概要

第一分団



【人員情報】

定員 21 名/実員 21 名
平均年齢 40.6 歳
被雇用者率 76%

【施設及び装備情報】

施設：平成 8 建築/木造
車両：令和 2 年貸付 (CD- I 型) 普通免許
可搬：平成 9 年購入 (A-2 級)

第二分団



【人員情報】

定員 21 名/実員 21 名
平均年齢 34.6 歳
被雇用者率 76%

【施設及び装備情報】

施設：平成 17 年建築/木造
車両：平成 18 年購入 (CD- I 型)
可搬：平成 9 年購入 (A-2 級)

第三分団



【人員情報】

定員 21 名/実員 20 名
平均年齢 37.1 歳
被雇用者率 80%

【施設及び装備情報】

施設：平成 27 年建築/S 造
車両：平成 20 年購入 (CD- I 型)
可搬：平成 7 年購入 (A-2 級)

第四分団



【人員情報】

定員 21 名/実員 21 名
平均年齢 32.6 歳
被雇用者率 66%

【施設及び装備情報】

施設：平成 26 年建築/木造
車両：平成 26 年購入 (CD- I 型)
可搬：平成 00 年購入 (A-2 級)

第五分団



【人員情報】

定員 21 名/実員 17 名
平均年齢 31.1 歳
被雇用者率 82%

【施設及び装備情報】

施設：平成元年建築/木造
車両：平成 22 年購入 (CD- I 型)
可搬：平成 8 年購入 (A-2 級)

第六分団



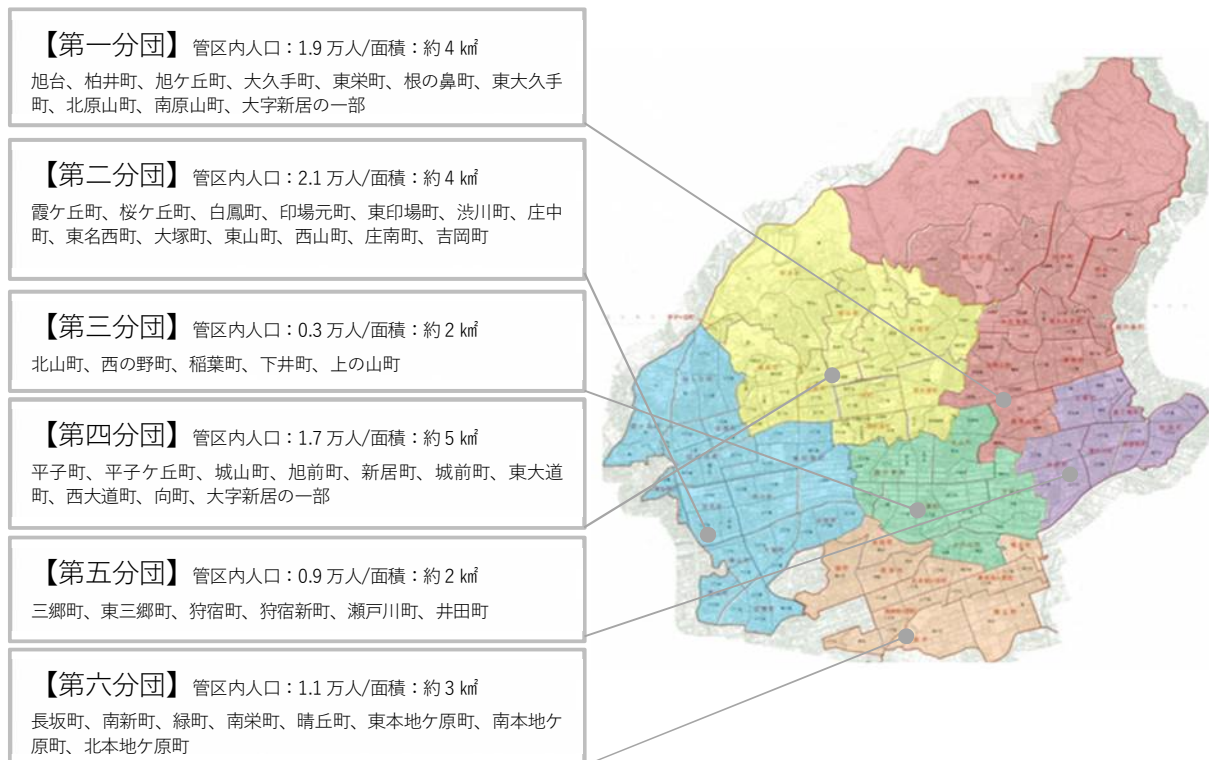
【人員情報】

定員 21 名/実員 20 名
平均年齢 38.5 歳
被雇用者率 70%

【施設及び装備情報】

施設：令和 3 年建築/S 造
車両：平成 22 年購入 (CD- I 型)
可搬：平成 8 年購入 (A-2 級)

③消防団の管区の状況



④消防団充実強化法制定後の尾張旭市消防団あらまし

時期	項目
平成 25 年 12 月	・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律制定
平成 26 年 3 月	・ 第四分団車庫竣工
平成 26 年 11 月	・ 第四分団車両（CD-Ⅰ型）更新
平成 27 年 3 月	・ 第三分団車庫竣工
平成 27 年 3 月	・ 消防団応援事業所制度施行
平成 28 年 7 月	・ 第 61 回愛知県消防操法大会開催（開催地：尾張旭市）
平成 28 年 11 月	・ 愛知県消防協会特別竿頭授受領
平成 29 年 3 月	・ 消防庁長官竿頭授受領
平成 29 年 3 月	・ 新仕様の防火服に更新
平成 29 年 4 月	・ 学生消防団認証制度施行
平成 30 年 3 月	・ 消防団協力事業所表示制度施行
平成 30 年 3 月	・ 新仕様の活動服に更新
令和 元年 7 月	・ 第 64 回愛知県消防操法大会で優良賞（開催地：蒲郡市）
令和 2 年 4 月	・ 総務省消防庁無償貸付車両の納車に伴い第一分団車両更新
令和 3 年 4 月	・ 地域消防防災施設「ほんまる」竣工（第六分団）
令和 3 年 10 月	・ 救命胴衣配備
令和 3 年 10 月	・ 消防団応援事業所制度一部改正

第3章 尾張旭市消防団の現状と課題

第1節 活動内容の慣例化

①現状

本市消防団は観閲式などの式典や消防訓練、水防訓練及び消防操法大会に向けた訓練など、さまざまな行事等に参加しております。しかし、消防団充実強化法制定前の平成23年度と新型コロナウイルス感染症の流行前となる令和元年度の活動内容を比較すると活動内容に大きな変化はありません。これまで、本市消防団の訓練の大半が消防操法大会に向けた訓練であるため、災害経験の少ない消防団員への訓練や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた訓練や研修を行う機会が少ない現状となります。

令和3年度に実施した市民に向けた消防団アンケートでは、市民が消防団に望む活動内容として「消火活動」「消防訓練指導」「火災予防活動」などの回答が多く、また、大規模災害時は「消火活動」「高齢者や障がい者などに対する避難援助」「防火・防犯パトロール」などの回答が多くあり市民ニーズに対応するために必要な知識、技術の習得が求められます。

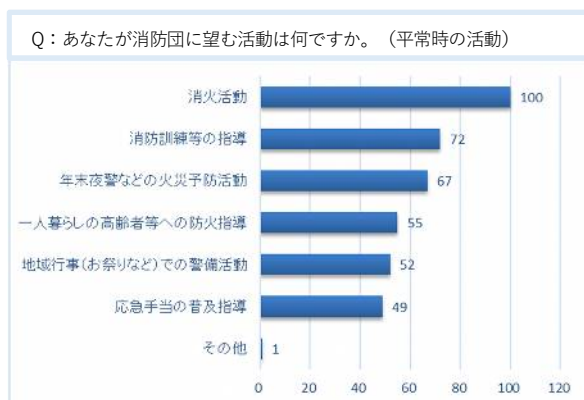


図9：令和3年度市民を対象としたアンケート結果

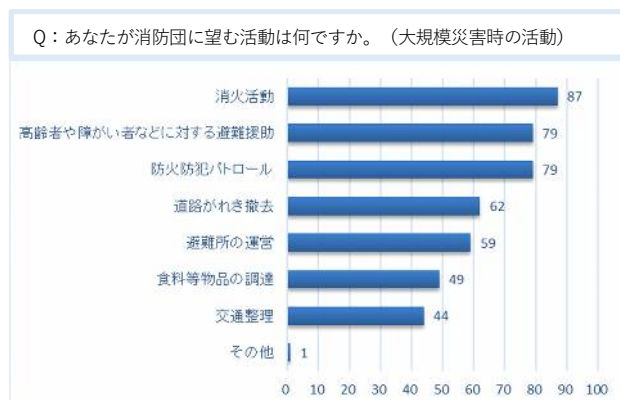


図10：令和3年度市民を対象としたアンケート結果



【消防団員の声】 消防団員アンケートにて活動内容について意見を尋ねました。

- ▶ 操法訓練は拘束される時間が長い負担になっている。操法ではあまり各団員の火災活動のスキルアップには繋がっていないため、操法を撤廃し、月二回などで団員全員を対象とした想定訓練をするなどして一人一人が消火器具に触れる機会を増やした方が良いと思う。
- ▶ 操法支援活動が、本来の消防活動の邪魔をしている。
- ▶ 消防団の活動をもっと見える化する。

②課題



- ・実践的な訓練を行う機会が少ない。
- ・大規模災害対応に向けた知識や技術を習得が求められる。
- ・消防操法大会に向けた訓練が活動の大半となっている。

第2節 消防団の認知度

①現状

消防団は必要不可欠な存在であり、その活動は団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられています。消防団の存在意義、団員一人ひとりの活躍について、社会的な理解を深めることが重要です。令和3年度に本市が実施した市民を対象としたアンケートでは、「名前だけは知っている」が68%で「活動内容を含めて知っている」が27%となりました。また、本市の消防団をどのように評価されているのか調査したところ、「よく分からない」とが55%となり、「大きく貢献しており必要不可欠である」が42%でした。この現状を踏まえ消防団の存在意義、やりがい等の情報発信や市民と消防団の関わり方について検討が求められます。

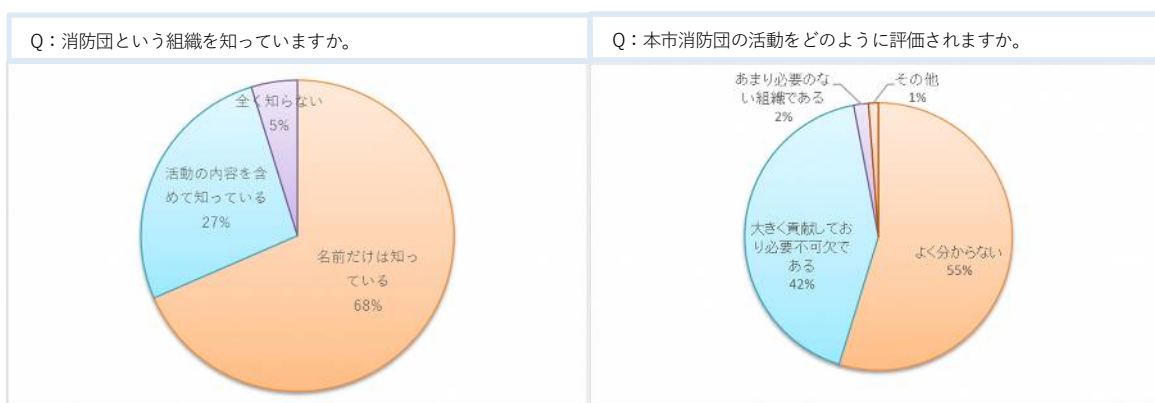
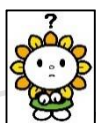


図 11：令和3年度消防団員を対象としたアンケート結果

図 12：令和3年度消防団員を対象としたアンケート結果



【市民の声】市民アンケートにて認知度と魅力発信について意見を尋ねました。

- ▶ 消防団の活動そのものがすべて解らないから返答出来ない。誰が何をするものか。
- ▶ 消防団がどんな活動をしているのか、知らない人も多いと思うので、大人だけの組織だけど、子供達にも紹介したりして、活動を理解してもらえるように見学などできるとよいと思う。
- ▶ 女性消防団員を増やしてイメージを変える。
- ▶ 大学生がバイト感覚で参加でき、卒業と同時に気軽にやめることが可能であり、就職の時の地域貢献活動やボランティア活動として有利になるようになればよいかなと思います。

②課題



- ・消防団の活動内容を知らない方が多い。
- ・幅広い世代、多様な交流が求められる。

第3節 消防団を取巻く環境の変化

①現状

災害が多発化・激甚化している中、消防団に求められる役割も自ずと多様化しております。全国的に消防団員は減少傾向にあり、その要因として、被雇用者率の増加や一般に若年層の価値観がより家庭やプライベートを優先する方向に変化してきていると言われています。また、本市消防団においては、過去10年被雇用者率が70%以上と高水準を維持しており消防団員のサラリーマン化が増加しています。消防団員を対象者としたアンケートにおいて、平日の昼間に出勤することができないと回答した割合が全体の約65%となっています。

消防団員が全国的に減少している現状を踏まえ、総務省消防庁から報酬体系の見直しや消防団員を支援する制度の充実強化を行うよう助言されています。

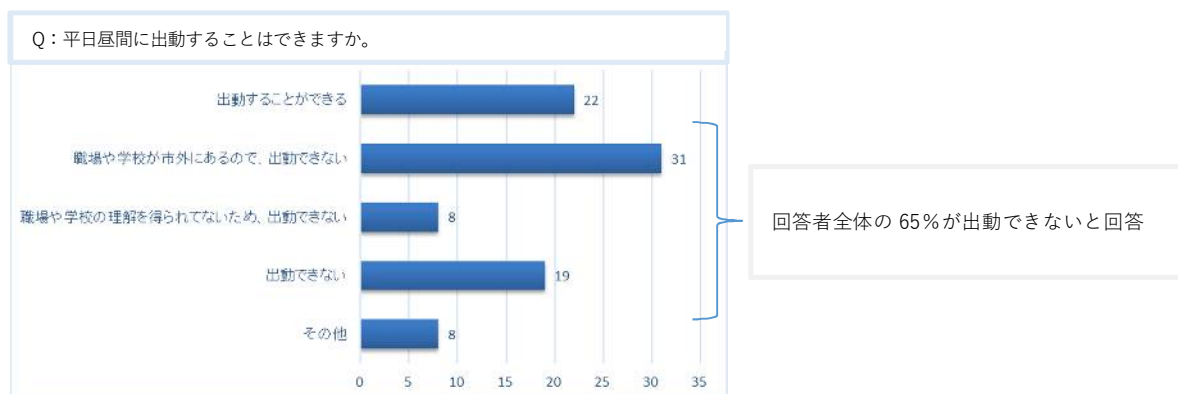
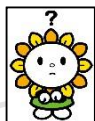


図13：令和3年度消防団員を対象としたアンケート結果



【市民の声】市民アンケートにて消防団加入促進について意見を尋ねました。

- ▶ 子供会の人数も減り、町内会に入る人も減りました。そういう時代なのかと寂しくも感じますが、消防団もそういう意味で過渡期なのかなと思います。
- ▶ 近年学校などのPTAもそうですが、事前登録の上、その都度手伝いが必要な時に、登録者に声をかけるなど負担が少ない形が参加しやすいかと思います。もちろん、練習や講習など必須なものもあると思いますが、通年通して活動をするというスタンスが負担に思う方が多いです。
- ▶ 地震のみでなく大水害（雨量が多くなっている）に対応できるような最新の機械・技術力を導入し魅力を増加させる。

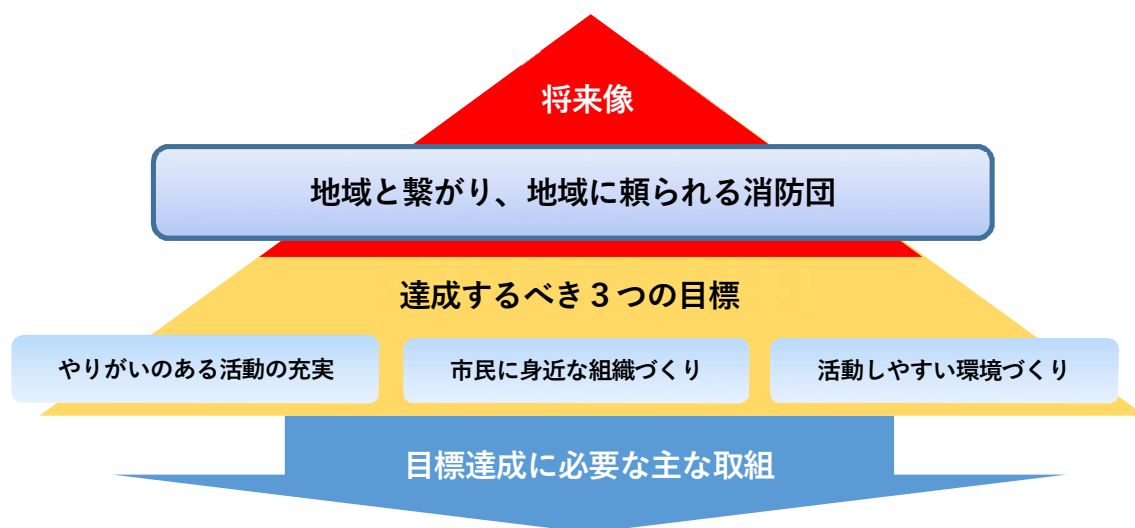
②課題



- ・サラリーマンなど被雇用者が活動しやすい環境が求められる。
- ・平日昼間の出勤人員の確保が求められる。
- ・消防団員にとってインセンティブのある支援制度の整備が必要となる。
- ・消防団の活動に即した施設・装備の整備が求められる。

第4章 目指すべき姿と実現するための取組

第1節 目指すべき姿と取組の一覧



やりがいのある活動の充実

- ・実践的な訓練内容への見直し
実戦的な訓練、消防職員との連携、マニュアル等の充実強化を図るとともに、操法大会に向けた訓練への負担の軽減を図ります。
- ・大規模災害を見据えた知識及び技術の習得
地震、風水害を想定した訓練を実施します。
- ・効率的かつ効果的な消防団活動の運営
実践的な訓練に重点が置けるよう行事等の見直しを図り、消防団員の負担を軽減します。

市民に身近な組織づくり

- ・地域との顔の見える関係づくり
幅広い世代との交流を行うとともに新たに建設した地域消防防災施設ほんまるを活用した行事等を検討します。
- ・効果的な広報と発信力の強化
SNS等を活用した広報活動や転入者に対する入団促進活動を検討します。

活動しやすい環境づくり

- ・適切な処遇体制の充実
消防団員にとってインセンティブのある制度を検討します。
- ・団員雇用事業所への活動理解促進
消防団員を雇用する企業や事業所に対し、消防団員が地域で担う役割を説明し、活動しやすい環境づくりを促進します。
- ・入団しやすい組織づくり
若者等で構成する大規模災害時などの活動内容を限定した機能別消防団の創設や支援団員制度の充実を図り、災害時のマンパワー確保を図ります。
- ・消防団の活動に即した施設・装備の整備
大規模災害への対応を見据え、活動の負担軽減を目的とした資機材等の導入及び消防施設、車両の更新を適切に行います。

第2節 やりがいのある活動の充実

①実践的な訓練内容の実施

- ◆ 火災に関する訓練においては、消防職員との連携を年頭においた訓練を実施するとともに、消防団の実情に即した現場で役立つ訓練を実施します。
- ◆ 訓練をしやすい環境を整備するため、市内の施設等を借用し、消防団主体で放水訓練や吸水訓練が行える訓練環境を検討します。
- ◆ 知識及び技術の平準化を図るため、実戦に即した消防活動マニュアルに改正します。
- ◆ 操法大会に向けた訓練は、大会本来の目的を踏まえ、順位を意識した過度な訓練は行わず、基本的な技術を習得します。

尾張旭市
消防本部

連携



尾張旭市
消防団

二つの組織は並列で上下関係がない

②大規模災害を見据えた知識及び技術の習得

- ◆ 地震や風水害など、具体的な災害事案を想定した実践的な訓練を実施します。
- ◆ ハザードマップを活用し、地域特性に応じた知識の習得、災害図上訓練などを実施します。
- ◆ 災害発生時、迅速な活動及び消防職員との連携体制の強化に向け、大規模災害時の行動マニュアルの整備に向けて検討します。



③効率的かつ効果的な消防団活動の運営

- ◆ 行事等を慣例的に遂行するだけでなく、現在の実情に合った消防団活動の運営を行います。
- ◆ 消防団員が活動しやすい時期、時間帯に訓練、会議、行事を開催し、消防団員が効果の高い活動を集中して行える活動内容とします。

第3節 市民に身近な組織づくり

①地域との顔の見える関係づくり

- ◆ 自主防災組織との訓練のみならず地域行事等に参加し、消防団と地域との連携強化を図ります。
- ◆ 幼少期から継続的に消防防災教育等を行うことが将来の地域防災力の担い手を育成するために有効であることから、消防団と少年少女消防団が連携して行う取組を実施します。
- ◆ 令和3年度から運用を開始した消防防災施設ほんまるを活用した消防団主催の訓練及び行事等を開催し、地域住民との関わり方など検討します。



②効果的な広報と発信力の強化

- ◆ 女性、若者など多様な人材の確保に向け、従前に行ってきた広報活動だけではなく、SNS等を活用した広報活動を展開します。
- ◆ 中年層の入団促進に向け、在勤者及び転入者等に対する広報活動について検討します。



第4節 活動しやすい環境づくり

①適切な処遇体制の充実

- ◆総務省消防庁が示す標準額を参考とした報酬体系を構築します。
- ◆準中型免許の取得等の資格取得に関する支援制度の創設に向けて検討します。
- ◆消防団員やその家族が利用の高い市内の飲食店等を消防団応援事業所として登録し、消防団応援事業所制度の利用者を増加させます。

②消防団活動への理解促進

- ◆尾張旭市内の企業や事業所に対し、消防団協表示制度の周知活動を行います。
- ◆消防団員を雇用する企業や事業所に対し、消防団員が地域で担う役割を説明し、消防団が活動しやすい環境づくりを促進します。

③入団しやすい組織づくり

- ◆若者等で構成する大規模災害時などの活動内容を限定した機能別消防団の創設に向けて検討し、大規模災害時のマンパワー確保を図ります。
- ◆平日昼間の人員確保等を目的として、OB消防職団員等の力を活かすため支援団員制度の強化について検討します。

④消防団の活動に即した施設・装備の整備

- ◆消防団の装備の基準に準じて本市消防団は防火服や活動服などを整備してきました。今後は、大規模災害等にも対応が求められるため、老朽化している可搬ポンプの更新、ホースの軽量化を目的とした50mmホース導入及び放水時の負担軽減を目的とした多機能型ノズル等の導入を財政事情に考慮しながら行います。
- ◆消防ポンプ自動車については、車両更新計画に基づき20年を目安に更新し、平成29年3月の道路通法の改正に対応した普通免許で運転することができる消防ポンプ自動車を整備します。
- ◆令和3年度から運用を開始した地域消防防災施設ほんまると同等程度の施設を複数箇所整備することは困難ですが小規模かつ機能的な消防拠点となる施設を個別施設計画に基づき整備します。





尾張旭市消防団ビジョン
令和4年3月策定
編集 尾張旭市消防本部